

原子力規制委員会設置法案について

IOJエネルギー・環境部会では、これまでの規制体制を根本的に改革し新たな原子力規制体系を構築するとの民主党菅直人元首相の発表を受けて、2011年8月初旬に「原子力規制委員会の設立についての提言」と題する文書を取りまとめ、関係する国会議員及び各報道機関に送りました。この内容については、昨年既にHP上でも公開しておりますのでここでは割愛させていただきます。（IOJだより第16号2011年10月14日発行をご参考下さい）

その後、原子力規制庁を環境省の下に置くとの案で議論は進行しておりましたが、結局去る6月21日の国会で、三条委員会としての原子力規制委員会（以下「規制委員会」という）が設立される事で原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という）が成立したことは皆さんご存知の通りです。

三条委員会とすべきであるとの私達の提言に沿った内容で規制委員会が発足することとなったのは大変喜ばしいことです。その結果として規制の一元化、官僚・政治家の影響の排除、推進側と規制側の分離など、大きな目標が達成されたものと考えています。これからは、以前の様な裁量行政が罷り通ることは無くなっていくであろうと、期待できる内容となっています。

この様な状況となりましたので、これから組織されていく規制委員会、規制庁に関する問題点について、IOJとしての見解を述べたいと思います。

(1) 問題の第一は、この様な重要な法案であるにもかかわらず、政局を重視せざるを得ない政党となってしまった民主党の現状から、社会保障と税の一体改革を実現するための野党に対する交換条件として、元々民主党が主張していた内容とは全く異なる自民党案を骨子とする設置法に変わったという経緯があります。内容が好ましいものに大きく変わったわけですから良しとすればいいのかもしれませんが、きちんとした議論もせずに取り材料としたことには、大きな疑問を感じざるを得ません。

(2) 三条委員会となったので、これから選任される委員長及び委員の権限は従来とは比較にならない程強化されることとなりました。これはきちんとした規制を実施していく上で望ましいことではありますが、この強化された権限が乱用される事のない様に、この組織が暴走することなく所期の機能を果たしていることを恒常的に点検、監視する業務監査組織を設ける事の必要性をIOJは提言致しました。今回成立した設置法では、守秘義務が規定されているのみで、日常的な業務が適切に運営されているかどうかを監視する組織は考えられていないようです。再度業務監査組織の設置について検討をさせたいものです。

(3) 何よりも重要でありそして懸念されるのは、委員長、委員の人選と更に委員会の事務局としての原子力規制庁（以下「規制庁」という）の職員の確保です。設置法では「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験を有する者」とされています。委員長及び委員候補として、この様な資格を有する方は日本の原子力関係者の中から問題なく得られるのですが、福島第一原発事故以来一部のマスコミ関係者によって作り上げられてしまった原子力専門家不信の風潮（『御用学者』というような呼び方の蔓延）を受けて、正確な原子力の知見を持たない、確信犯的な反原発運動家を選ぶことが決してない様に、皆でこれからの政府の動きを監視しておく必要を強く感じます。寡聞にして、この様な活動家に「人格高潔」な人がいるのを見たことがありませんが、口先だけがうまく動く活動家には十分注意を払う必要が有るでしょう。委員は原子力の専門家でなくては、これから色々出て来る問題に的確な判断を加えて組織を有効に機能させていくという、本来の責務を果たすことはできないでしょう。更に、細野大臣は、委員の選定に当たっての過去の経歴にかかわる制限を発表しましたが、大衆迎合と言わざるを得ません。原子力に関与すれば、それが収入源となる可能性は高い訳ですし、能力が高ければお金を払ってでもその知見を使いたいと考える経営者が居るのは当然のことです。過去3年以内にその様な経歴があれば、人選からははずすというのは、声だけが大きい活動家とその影響を受け易い一般の方々からの批判を避けたいからなのでしょう。



委員の人数と資質

原子炉の問題、原子燃料の問題、放射線影響の問題、安全保障にかかわる問題、核不拡散に関わる問題、地球工

学に関わる問題と、委員が対処しなくてはならないと思われる問題を考えただけで、4人の委員だけで廻していくのは相当な重労働になってしまうと思われます。あるいは、処理しきれないことにもなるのではないかと懸念します。勿論事務局としての規制庁がありますが、最終的な判断は全て4人の委員と委員長によって為されることを考えると、決してこのような観測は的外れであるとは思えません。もう1~2名の委員の増員を検討してはどうかと考える次第です。

ここに地球工学の問題を入れたのは、筆者の個人的な感想によります。福島第一原発の事故は基本的に原子炉設計にかかわる問題ではありますが、地球工学的な判断も重要な意味を持つことが明らかになったと考えるからです。計り知れない自然の力を以下に上手く制御するかが、これからの原子力発電所の安全性を高める上で重要です。地球工学の専門家にも是非参加して貰いたいと考える理由です。

この様なことから、政府は実力のある原子力専門家を三顧の礼をもって迎え入れる努力が必要でしょう。委員長には、必ずしも原子力の専門家を充てる必要が無いかもしれませんが、むしろ中立性を重視する観点から、当初は十分に権威のある法学者（口先ばかりの弁護士ではありません）を招聘する事が望ましいように思われます。

規制庁の人材確保

本当に難しいのは規制庁の人材確保でしょう。新組織を

作る現実的な方法としては、まず原子力・安全保安院（以下「保安院」という）を解体して、その職員を規制庁に移すことから始まるのだらうと想像します。しかし、保安院は事故の後の広報の段階で、的確な情報を伝達し一般国民を安心させるという重要な責務を果たせなかった、つまり実務的にはほとんど機能しなかったことが分かってしまった組織です。この組織を解体して看板を書き換えただけの規制庁では、根本的な規制風土の改革はできないと考える方が自然です。原子力安全基盤機構（JNES）も、保安院の片棒を担いで、重箱の隅をつつく審査業務を行っていたことは多くの人達が語っている現実だと思います。組織を発足させる時点では、業務に支障を来さない様に従来組織を活用する事もやむを得ないと考えますが、次第に旧来の組織に居た方々を排除して、新しい規制のやり方に熱意をもつ優秀な人材に置き換えて行くことが必要であると強く感じています。

この様に書くことは簡単なのですが、実は原子力政策については民主党が二枚舌を使っておりますので、原子力の人材養成という観点からは大変危機的な状況がこれから起こって来ると思われるのです。国内では、原子力への風当たりが強いので、原子力発電への依存度を減らしていくことを公言しています。総合エネルギー調査会、エネルギー・環境部会でも、原子力依存度は減らしていくことだけを議論し、拡大していく案（2030年に35%を原子力に依存）については参考意見となってしまいました。国際的には諸外国（特に米国、フランスなど）からの圧力をかわすために原子力開発推進、原子炉輸出の堅持等を言っております。このようなデタラメが許されるはずがないのですが、報道関係者もこれ等の矛盾を突くことをしません。

国内で原子力への依存度低減という方針が示されている時に、誰が原子力を学ぼうとするでしょうか？学生の原子力離れを決定的にするのが、福島原発事故とそれに引き続いて社会全体を覆っている、反原発の空気なのではないでしょうか。規制庁が発足する当初は過去の人材がまだ残っているので良いでしょうが、年が経つにつれて若い人材は得られなくなってゆき、規制庁への人材の供給はいずれ途絶えることになるでしょう。すぐには起こりませんが、確実に人材不足への道を突き進んでいくのです。原子力発電が必要だと気付いた時には、誰もそれを担う人材が居なくなっているという恐ろしい状況が眼に浮かびます。その様な事態を惹き起こさない様に、今が現実的でバランスのとれた判断を示す時だと思うのです。

（E. I記）